

## 見守り 新鮮情報

自宅に「**結婚適齢期のお子さん**はいませんか」と**結婚相手紹介サービス業者**から電話があり、訪問を了承した。

「息子さんの収入は関係ない。

**来年までに結婚できるようにする**」と説明され、業者が提供する親の会の**入会金5万円**を支払った。しかし、何度催促しても**相手を紹介してもらえない**。説明と違うので解約したい。(70歳代 女性)



## 焦る「親心」に 付け込む 結婚相手紹介サービス業者に注意

### ひとこと助言

複数の業者を  
比較しよう!



見守るくん

- 親に対して電話や家庭への訪問を行い、親心に付け込んで契約をさせる結婚相手紹介サービス業者とトラブルになるケースがあります。中には「子の未婚は親の責任」と不安をあおり、契約を迫るケースもみられます。
- 子どもを心配する親心に付け込み、「絶対結婚できる」などと断言するような業者には十分注意しましょう。
- 結婚について子どもと十分に話し合うことが大切です。その上で、複数の業者を比較検討し、サービスの内容等を契約書等で確認しましょう。
- 一定の要件を満たせばクーリング・オフや中途解約が出来る場合があります。疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。